



# 沖縄市施設等利用給付認定申請案内

(認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター用)



子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化を実施しています。  
この案内には、認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター  
(以下、「認可外保育施設等」といいます。)を利用される方向けに、沖縄市における  
給付認定申請に関する手続きや必要書類等について記載していますので、内容をよく  
お読みの上申請してください



▲幼児教育・保育無償化

## 保育無償化（施設等利用給付認定）申請から請求までの流れ

1

### 利用施設を確認

利用予定の認可外保育施設等が保育無償化対応施設かを確認する。

2

### 申請

「対象となる方」「保育の必要性」を確認し、「申請に必要な書類」を揃えて申請。  
→P1～P4

3

### 認定

認定が決定すると「施設等利用給付認定通知書」が届きます。通知書に記載されている認定期間をご確認ください。※

4

### 請求

請求方法は2通りあります。  
→P5  
「請求について」

※認定後、申請内容に変更があった場合は必ず変更届が必要となります。P6をご確認ください。

## 1 対象となる方

沖縄市から「保育の必要性の認定」を受けた、

3歳から5歳までの子ども

0歳から2歳の市民税非課税世帯の子ども（未婚のひとり親で寡婦等とみなされ非課税者となった場合や、生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親を含む）

保育所等<sup>(※1)</sup>を利用していない場合、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

3歳から5歳までの子ども → 月額 37,000 円上限

0歳から2歳の市民税非課税世帯の子ども → 月額 42,000 円上限

◎上記の年齢は、無償化の認定を希望する年度の4月1日時点の年齢です。

◎幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、施設の利用料に限ります。

（給食費、日用品、文房具、行事参加費等、実費として徴収される費用は対象となりません）

◎ご利用の施設が、所在市町村から無償化の対象施設である旨の確認を受けていること

※1 認可保育所、幼稚園<sup>(※2)</sup>、認定こども園<sup>(※2)</sup>、企業主導型保育事業

※2 平日8時間以上（預かり保育含む）、年間200日以上の子育て支援事業を実施している施設に在籍している場合、預かり保育利用の有無を問わず「認可外保育施設等」の利用は無償化の対象となりません。

## 2 保育の必要性と認定期間について

幼児教育・保育の無償化にかかる給付（以下、「施設等利用給付」といいます）を受けるためには、保護者が沖縄市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。該当する方は、保育・幼稚園課に申請し、認定を受けてください。（さかのぼって認定をすることはできません。）

受け付けた申請については、認定後通知いたします。

※施設等利用給付認定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間等を記載しています。

有効期間が過ぎますと無償化の対象外となりますので、有効期間内に保育・幼稚園課で更新の手続きが必要です。

○認定申請受付期間：認定希望日の1ヵ月前より随時

○提出先：沖縄市保育・幼稚園課 窓口

### ●保育の必要性の認定

保護者（父母世帯の場合は父、母いずれも）が下記のいずれかの状況により保育を必要とする場合に、保育の必要性を認定します。

必要性の事由	保護者の状況等	認定期間
就労・自営業	月に64時間以上働いているとき ※内定含む	就労期間
出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前産後各8週間※
通学	学校教育法に定められている学校や職業訓練校などに通っているとき	在学期間中
病気	保護者が病気、けがにより保育が困難なとき	療養期間
障がい	保護者が障がいのため保育が困難なとき	療養期間
介護・看護	病人や障がい者、要介護者を介護しているとき	療養期間
求職中や起業	積極的な就労の意思がありいつでも就労できる状況のとき 起業準備中のとき	申立日から90日後の属する月末まで
虐待・DV	虐待や、配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	必要な期間
災害復旧	自宅などの災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
育児休業	育児休業期間の開始日以前に保育施設に入園し利用しているとき ※育児休業の対象となる子ども（生まれた子）は認定の対象外 ※認可外保育施設の保育料のみが無償化の対象となり、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターについては無償化の対象とはなりません。（自己負担での利用は可能）	原則生まれた子の1歳誕生日の前日の属する月末まで

#### 【出産の認定期間について】

※ 産前産後各8週間には、出産日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の属する月の末日までの期間が該当します。

（例）出産日が9月1日の場合「出産日から起算して8週間前の日」は7月7日、「出産日から起算して8週間後の日」は10月27日であるため、認定の有効期間は7月1日から10月31日となります



### 3 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りが無いことをご確認の上、提出してください。

(提出した書類は返却できませんので、必要な場合は事前にコピーしてください。)



▲様式はコチラからダウンロードできます

#### (1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(兼現況届)	子ども1人につき1枚
保育を必要とすることを証明する書類	(2)の表から該当する書類

#### (2) 保育を必要とすることを証明する書類(市指定様式はホームページに掲載しています。)

※父母世帯の場合、父、母それぞれの証明書の提出が必要です。

※きょうだいで同時に申請を行う場合、保育を必要とすることを証明する書類は保護者それぞれ1部ずつの提出で構いません。

必要性の事由	必要な書類 ※発行後3カ月以内のものが有効
就労 自営業	就労証明書〈市指定様式〉 【個人事業主(自営業)の方】 □就労証明書〈市指定様式〉 □沖縄市外で申告されている方:直近の所得申告書(収支内訳書が確認できるページ) ※申告書で事業実態が確認できない場合、次のいずれかの書類の写し(初回のみ可) □開業届 □営業許可証
出産	親子健康手帳(母子手帳)の写し ※氏名と出産予定日が記載されているページ
通学	①在学証明書〈市指定様式〉 ②時間割等の写し
病気	診断書(保護者用)〈市指定様式〉
障がい	障害者手帳等の写し ※手帳番号、本人欄が確認できるページ 【手帳の交付を受けていない場合】診断書(保護者用)〈市指定様式〉
介護・看護	①診断書(看護・介護用)〈市指定様式〉 ②看護・介護申立書〈市指定様式〉
求職中や起業	求職活動(起業準備)状況申立書〈市指定様式〉
育児休業	就労証明書〈市指定様式〉 ※「9.育児休業の取得」「11.復職(予定)年月日」欄の記入必須
災害復旧	り災証明書 ※市民生活課に申請書を提出すると発行できます。

次ページに続く→



(3) 世帯の状況により必要となる書類

※いずれにもあてはまる場合は必要書類をそれぞれ提出してください。

※下記表のこどもの年齢は無償化の認定を希望する年度の4月1日時点となります。

ひとり親家庭の方 ※こどもの年齢に関わらず提出が必要です
次の内のいずれか1つ <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者証の写し <input type="checkbox"/> 母子父子医療費受給者証の写し <input type="checkbox"/> 遺族年金受給者証の写し 上記のいずれも受給していない場合、 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（離婚日が確認できるもの） ※3か月以内のもの、写し可
軍人・軍属の方で、0歳から2歳のこどもの認定を申請する場合
<input type="checkbox"/> 4月～8月分の認定 → 2024 W-2 の写し 9月以降も引き続き認定を希望する場合は、令和8年7月頃までに2025 W-2の提出が必要です <input type="checkbox"/> 9月～3月分の認定 → 2025 W-2 の写し
令和7年1月1日時点、沖縄市に住民登録がない方で、0歳～2歳のこどもの認定を申請する場合 令和7年1月2日以降に沖縄市に転入された方、単身赴任等で保護者の住民票が沖縄市にない方 ※マイナンバーをお持ちの方で沖縄市の住民基本台帳にて確認を希望する方は提出不要。
<input type="checkbox"/> 4月～8月分の認定 → 令和7年度課税証明書 ※3か月以内のもの、写しでも可 9月以降も引き続き認定を希望する場合は、令和8年度が非課税であるかで判断します。 令和8年7月頃までに令和8年度課税証明書の提出が必要です <input type="checkbox"/> 9月～3月分の認定 → 令和8年度課税証明書 ※3か月以内のもの、写しでも可 ※各年1月1日時点の居住地の市区町村が発行する市区町村民税の『均等割・所得割』が確認できるもの
生活保護世帯の方で、0歳から2歳のこどもの認定を申請する場合
<input type="checkbox"/> 被保護証明書 ※3か月以内のもの、写しでも可

※上記の証明書類は自治体により名称が異なる場合がありますのでご注意ください。



## 4 請求について

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）」で記入して頂く「申請者」が認定保護者となります。のちに償還払いでの請求をされる場合、認定保護者と口座名義が同じだと請求のお手続きがスムーズです。（認定保護者と口座名義が異なる場合、委任状が別途必要です。）

また、施設によって利用費の請求・給付方法が異なります。

### (1) 償還払い＝直接申請・直接払い

- ①保護者が施設に保育料を支払います
- ②施設より発行される「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」と「施設等利用費請求書（償還払い用）」を窓口または郵送にて請求して下さい。
- ③請求は、保育の提供を受けた月の翌月 1 日からできます。
- ④原則、請求した翌月中に振り込まれます。振込日は指定できませんのでご了承ください。

### (2) 現物給付＝代理申請・代理受領

施設に無償化分を差し引いた分を支払い、施設が市へ請求します。

## 5 現況届について

毎年、年に一度（※時期は前後する可能性があります）保育を必要とする事由の確認のため現況確認を行います。提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなることがありますので必ずご提出をお願いします。

## 6 その他留意事項

認定があっても、利用施設が認可外保育施設指導監督基準※を満たさない認可外保育施設になった場合“無償化の対象外”となり、保育料は全額自己負担となります。

### ※ 認可外保育施設指導監督基準とは

認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上をはかることを目的として国により定められた基準で、その基準を満たしていると認められる施設には、都道府県知事により、その旨を証明する証明書が交付されます。

なお、毎年度施設には県が立ち入り調査を実施しており、現在基準を満たしていた場合でも、立ち入り調査等により基準を満たしていないことが明らかになった場合は、基準を満たすようになるまで無償化の対象外施設となりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

## 変更届の提出が必要です！

沖縄市で保育無償化（施設等利用給付）の認定を受けている方で申請内容に変更があった場合、その都度変更届が必要となります。

下記事由の発覚・発生から **1カ月以内**に変更届をご提出ください。

※変更の事由により、変更届以外の書類が必要な場合があります。

- ・退職した、転職した
- ・就労時間や出勤日数が変わった
- ・産前産後休暇の取得予定
- ・婚姻した、生計同一者<sup>（世帯は別だが生計を共にしている方  
事実婚の方、外国人の方など）</sup>が増えた
- ・沖縄市外に転出予定<sup>（認定取消申請書が必要です）</sup>
- ・その他申請内容に変更等があれば**随時**

（提出の判断に迷う場合は必ずお問い合わせください）



### ※ 注意 ※

- ・変更届の提出がなく、給付対象の条件に該当しないことが発覚した場合、**認定は取り消され過去に支給された給付金の返還請求**となる可能性があります。速やかに変更届をご提出ください。
- ・**虚偽の申請**であると発覚した場合も同様の対象となります。

変更届や追加書類は  
窓口または電子申請にて提出可能です→



【問い合わせ】

沖縄市役所 こどものまち推進部 保育・幼稚園課 支援係 本庁2階  
☎098-939-1212（内線：3173）

